

令和5年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年2月3日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	欠 席
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠 席				

○農地利用最適化推進委員

9番 正 和幸委員

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
事務局次長 久保田 豊人
事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

9番 鎌田 長和委員
19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について		
議案第7号	農地法第3条の規定による許可の取消について	1件
議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第9号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	7件
議案第10号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	24件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出等について	3件
追加議案第11号	営農型発電施設の下部の農地における農作物の状況報告に対する 意見について	2件
追加議案第12号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	3件

第4 協議・連絡事項

- ・令和5年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・令和5年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・令和4年度市町農業委員ならびに農地利用最適化推進委員等研修会について
- ・第3回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和5年第2回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中、17名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は9番「鎌田 長和委員」、19番「柴田 紳一郎委員」の2名です。

なお、推進委員から「9番、正 和幸委員」の1名に出席していただいております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 議 長 それでは議事録署名人に「12番、長岡 由紀委員」、「13番、比企義一委員」を指名します。
- 議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第7号「農地法第3条の規定による許可の取消について」を上程いたします。
番号1、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案第7号、番号1について説明します。
これは、令和4年11月4日開催の第11回総会において承認された議案第55号、番号30について、取消願が提出された案件です。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「467 m²」、外23筆、計「38,536 m²」、3条許可取消です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
取消の事由としては、「贈与による有権者の移転をする事としていたが、いろいろと支障があることが判明したため、農地を後継者に使用貸借する様に変更申請するため」であります。
取消願の提出と合わせて、許可証は2通とも返却されています。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 「〇〇〇〇」さん、息子さんの方なのですが、家に来てもらって話をしてもらったのですが、贈与から貸借の方に変更しますということで話をいただいたのですが、「〇〇〇〇」さん、本当に熱心にごんばってやっておられます。どちらにしろ農地を守っていただくのは確かですので、よろしくお願ひします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 3 から 4 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 8 号、番号 3 から 4 まで一括して説明します。
番号 3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「158 m²」、外 1 筆、計「436 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「県外に居住し、耕作ができないので売却したい」。譲受人は「購入して営農規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は「65.5 a」です。

続きまして、番号 4 について説明します。

この案件につきましては、議案第 7 号、番号 1 にて説明したとおり、無償移転を使用貸借に変更したいとのことで、「農地法第 3 条の許可の取消願」が提出された案件となっております。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「467 m²」、外 23 筆、計「38,536 m²」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、息子に農地を貸し付けたい」。譲受人は「父の農地を借り受け、農業経営を継承していきたい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、使用貸借において借り受ける農地が約「385.4 a」あることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 それでは番号3から報告します。
譲渡人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。親から相続してもらった土地みたいです。県外にいたので管理ができないと。周りに迷惑をかけてしまうので、誰か買ってくれる人を探していたみたいです。なかなか買い手が見つからなかったのを、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇が「私、買います」ということで話がまとまったみたいです。「今後、この農地はどうされるのですか」と聞いたら、「〇〇〇〇」さん、奥さんと親と3人でぼつぼつ休みの日に農家しているということなのですが、親の方は〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんなので、農地のことは分かっておられます。「きっちり農地としてやっていきます」とのことですので、何ら問題ないと思います。

番号4は先ほど説明した通り、「〇〇〇〇」さん、熱心に親と一緒にやっておられます。何ら問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号2から4まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第9号、番号2から4まで一括して説明します。
番号2、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「932㎡」外1筆、計「1,484㎡」。
移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「185 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号3、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,277 m²」外1筆、計「2,682 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「185 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号4、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「366 m²」外2筆、計「1,097 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「369.1 a」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず、2番の「〇〇〇〇」さんと3番の「〇〇〇〇」さん。「〇〇〇〇」さんは下の「〇〇〇〇」さん、名前が代わっていますが、「〇〇〇〇」さんという方の親が亡くなられて、相続をして、みかん山を作れないのでということで、上の「〇〇〇〇」さんの山も一緒に隣山なので、一緒に作っていた状況です。

「〇〇〇〇」さんはいろいろな経営をされている方なので、山を作りたい、売りたいという話がまとまって売買がまとまりました。

4番は「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんの関係ですが、「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇をされておりまして、〇〇〇〇だったのですが、農業経営を徐々に減らしていくという考えがあるとのことなので、「〇〇〇〇」君に格安ですが売買が成立しました。「〇〇〇〇」君、どんどん面積を増やして、やる気があって6人ぐらいが常時仕事をしている状況なので、問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

- 議 長 続きます、番号 5、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 5、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「696 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「212.1 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 推進委員
9 番 売り手の「〇〇〇〇」さんですが、高齢のため園地の管理が難しく
売りたいとのこと。買い手の「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇。
両親と供に農業を熱心にやられている方です。
「〇〇〇〇」さんとは親戚関係にあたります。何ら問題ないと思
います。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きます、番号 6 から 7 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 6 から 7 まで一括して説明します。
番号 6、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「898 m²」外 3 筆、計「4,188 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「426.4 a」、価格「〇〇〇〇」。
番号 7、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「2,251 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「228.6 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号6から説明をします。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」これは〇〇〇〇で誰もが認める「〇〇〇〇」さんが作った〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親戚関係にあたります。「〇〇〇〇」さんはちょっと事情があって、2年程前に農家を辞めておりますが、ほとんどの園地を「〇〇〇〇」さんが作っておられまして、今も「〇〇〇〇」さんのところの畑で〇〇〇〇としてがんばっております。「〇〇〇〇」さんは息子さんも帰って、今どんどん規模を拡大しておりますので、問題はないかと思えます。

次に番号7ですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」さんは高齢で後継者もないので縮小したいということで、「〇〇〇〇」さんに話がありまして、ちょうど息子さんも3、4年前に帰ってきて、規模を拡大したいということで、話がまとまっております。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号8、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号8、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「470 m²」。

移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「308.4 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇です。そして「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇。
この園地は「〇〇〇〇」君の自宅の裏の隣接園になります。それで10
年程前からキウイフルーツを作って耕作していたのですが、「〇〇〇〇
〇」君、こちらの方に帰ってくる予定もありませんので、この際、「〇
〇〇〇」君に買っていただきたいということで、話がまとまりました。
よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号38から39まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第10号、番号38から39まで一括して説明します。
番号38、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,201 m²」外5筆、計「5,528 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「124.7 a」、期間「10年」、
賃借料「〇〇〇〇」。
番号39、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「412 m²」外1筆、計「976 m²」、
新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「369.1a」、期間「10年」、
賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず、番号 38 からですけど、貸し手「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇
〇に勤められている方で、お父さんが譲られた形となっております。
「〇〇〇〇」さんに関しては、兄弟で山をどんどん増やしていくよ
うな状況なので、問題はございません。

番号 39 の「〇〇〇〇」さんに関しては、年末に旦那さんが急遽亡
くなられて、その後「〇〇〇〇」さんと話をして、みかんをそのま
ま取ってもらえたらということで、体の調子も悪いということで、
その後、亡くなられた状況で、奥さんが貸主になっているのですが、
この 2 人とも問題ないので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いせんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 40、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 40、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「534 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「96.7a」、期間「20年1カ
月」。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3番 「〇〇〇〇」さん、高齢で足も悪く、相続したものの耕作ができないということで、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、隣に山があつて耕作をしているので、一緒に耕作をするということで話がまとまったようです。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号41、事務局の説明を求めます。

事務局 番号41、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「863 m²」外4筆、計「3,729 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「112.8 a」、期間「5年1ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 「〇〇〇〇」さん、高齢のために畑を誰かにあげたいということで、「〇〇〇〇」との話がついたみたいです。「〇〇〇〇」としては、何年か作ったら〇〇〇〇にあてたいということで、あつせん会議の場でもそう話しておられました。「〇〇〇〇」さんもそれを聞いておられましたので、何も問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 42 から 44 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 42 から 44 まで一括して説明します。
番号 42、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,425 m²」外 1 筆、計「1,973 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「149.5 a」、期間「9 年 10
ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 43、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「508 m²」外 1 筆、計「1,318 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「149.5 a」、終期「令和 6
年 1 月 31 日」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 44、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「735 m²」外 1 筆、計「1,482 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「149.5 a」、期間「10 年」、
賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは説明させていただきます。
番号 42、「〇〇〇〇」さん、この方高齢で、農地を縮小したい。「〇
〇〇〇」君、〇〇〇〇。〇〇〇〇で就農されて大変熱心に農業をされ
ております。外の 2 件も「〇〇〇〇」さんとの契約となります。
番号 43、「〇〇〇〇」さん、この方も高齢で体を壊されて、規模を
縮小されております。
番号 44、「〇〇〇〇」さん、この方も高齢で農家は無理だというこ

とで、「〇〇〇〇」君に農地を作ってもらいたいということで話がまとまっております。

何ら問題のない3件ですので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号45、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号45、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「20㎡」外1筆、計「91㎡」、新規の使用貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「742a」、期間「20年」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

9番

「〇〇〇〇」さんですが、高齢でご夫婦とも体の具合が悪くなり園地の管理ができなくなり、隣接園地である「〇〇〇〇」さんに使用貸借でお願いしたいということです。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 46、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 46、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「762 m²」外 5 筆、計「3,314 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「5 年」、賃借料「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、農地中間管理機構を通じた貸借により、「57.4 a」を借り受けることが決まっているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。2 年程前に収穫の時に〇〇〇〇をされまして、そのとき「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。この方は〇〇〇〇を連れてきて、農家になりたいということで、〇〇〇〇として入られていました。〇〇〇〇して困っていたところ、手伝いに入ったときには是非とも「〇〇〇〇」さんの畑を作りたいと。ちょうど「〇〇〇〇」さんも〇〇〇〇したことで、もう無理かなということを感じて辞めたいという思いがありまして、ちょうど 2 人の思いが繋がって話がまとまりました。

今回、継承という形で倉庫も貸してもらえるようになっております。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 47 から 49 まで一括して事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号 47 から 49 まで一括して説明します。
番号 47、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,227 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「196.6 a」、期間「10 年 1 カ月」。
番号 48、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,150 m²」外 1 筆、計「1,272 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「230.5 a」、期間「10 年 1 カ月」。
番号 49、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「63 m²」外 2 筆、計「4,013 m²」、新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「445.4 a」、期間「10 年 1 カ月」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 4 番 それでは番号 47、48、49 について一括して説明します。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。このすべての園地なのですが、違う方が作っておられたのですが、昨年亡くなられて、息子さんがおられるのですが、手が回らないということで、今回、新たに隣の園地を作っている「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、親戚である「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇、この 3 人と新しく契約することになりました。3 人ともまじめな農家さんでがんばっておりますので問題ないと思います。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 50 から 51 まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 50 から 51 まで一括して説明します。
番号 50、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「175 m²」外 8 筆、計「5,226 m²」、
新規の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「10 年 1 ヶ月」、
賃借料「〇〇〇〇」。
番号 51、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「592 m²」外 1 筆、計「1,356 m²」、
新規の使用貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、期間「10 年」。
番号 50, 51 の借受人「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、
今回借り受ける農地が約「65.8 a」あるため、下限面積に問題は
ありません。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 それでは番号 50 から説明します。
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇くらいかと思います。「〇〇〇〇」君、
〇〇〇〇くらいです。「〇〇〇〇」さんの全部の畑は、別の方が作ら
れていましたが、辞めるということで、〇〇〇〇にこの話を持って行
ったそうです。それで、〇〇〇〇である「〇〇〇〇」君にこの話をし
たら、その日のうちにすぐ山を確認し、借りることを決めたそうです。
番号 51 は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。この畑は〇〇〇〇の
クーラーのところですけど、〇〇〇〇だったところ。「〇〇〇〇」
さん、少し面積を減らしておられます。「〇〇〇〇」君、この前のあ
っせん会議のときに、少し話しましたが、先ほど事務局から「65.8 a」
との話でしたが、「1.5 ha」ぐらいまとまったそうです。
来月からも出てこられると思いますが、よろしくお願ひします。

- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 52 から 61 まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 52 以降は再設定及び再設定扱いの案件となっています。
番号 52、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「518 m²」外 1 筆、計「1,861 m²」、再設定の賃貸借です。
設定する者「〇〇〇〇」。
設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「186.6 a」、期間「10 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
以上です。
- 議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。
- 議 長 番号 52 から 61 まで、承認することにご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

等について」。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは報告第1号について説明します。

番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,201 m²」外5筆、計「5,528 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「賃借人は耕作面積を減らしたく、次の耕作者が見つかったため」であります。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議長

報告事項でありますので、以上で終わります。

議長

追加議案がありますので、議案第11号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について」を上程いたします。

番号1、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第11号、番号1について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「6,139 m²の内0.35 m²」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成25年に許可を受けた後、平成28年に1回目の更新を行い、令和元年7月の2回目の更新では、10年間の一時転用ということで許可されております。

転用条件として、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられており、毎年2月がその報告時期になっています。

今年度につきましては、転用事業者から1月24日付にて状況報告があり、2月1日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っております。

それでは、当委員会の意見案を申し上げます。

「下段A-1のデコポンは、間もなく収穫を迎える予定である。状況は良好である。自家消費の八朔は、例年並みの収量である。一昨年から収穫している清見タンゴールは、順調に生育しており、昨年より収量も増加し、状況は良好である。デコポンの結実状況は、同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。宮川早生は、例年通りの収量及び

品質である。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考える。」

参考資料 1 ページから 8 ページに、状況報告書及び位置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4 番 本日、農地部会を開催していただきまして、現地確認をさせていただきました。私、濱田、河野、両副部長と事務局でこの場所へ行って参りました。太陽光発電のその施設の下に八朔であったりデコポンであったり清美、そして宮川早生ということで、太陽光発電施設のその下に根を張って生育できておりました。これも毎年恒例でありまして、この月に現地を確認するのですが、今回は皆さんも経験されたように、零度ということで、凍結したことと思いますが、聞かせていただきましたが、ありがたいことに上にこの施設があるおかげで、下は元気に育っているのだということをお聞かせいただき、「こういうこともあるのだな」という勉強をさせていただきました。

皆様にそれぞれ意見（案）ということで、問題ないのかということで説明させていただきました結果、了承を得ましたので報告いたします。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 （意見、質問等なし）

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なく承認）

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 2、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 11 号、番号 2 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「1,737 m²の内 1.48 m²」

です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成30年6月に許可を受けた後、令和3年5月に1回目の更新を行い、3年間の一時転用ということで許可されており、農作物の状況報告が課せられております。

転用事業者から1月14日付にて農作物の状況報告があり、先ほどの案件と同様に、2月1日に現地調査を行っております。

令和2年5月にサカキ600本の定植が完了しておりますが、サカキは、植栽してから収穫までに5年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要があります。今回の現地調査では、サカキ600本のうち、全体的に生育は良好であります。枯れていたサカキについても、植え替えなどにより順調に生育しているとのことでした。

以上の点を考慮し、当委員会の意見案を申し上げます。

「植栽してから収穫までに5年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要がある。植栽3年目のサカキ600本は、全体的に生育は良好である。枯れているサカキについても、植え替えなどにより順調に生育している。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないとする。」

参考資料9ページから13ページに、状況報告書及び位置図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4番 ただいま事務局より意見（案）という事で提案させていただきました。現地視察に行かせていただきまして、このサカキが順調に大きくなっている姿に安堵いたしました。しかし、先ほどありましたように、凍結した皆様と同じように〇〇〇〇ですので、どういう風になっているのかなということで、心配しながら行かせてもらいましたら、太陽光の下はしっかりと青々となっておりますが、太陽光から頭を少し出した枝は枯れているようでした。でもこれを丁寧に摘み取り、もう一度植えることでサカキとして大きくなるということを聞かせていただきました。

ご本人は体調を崩されまして、〇〇〇〇であります。ここは〇〇〇〇なので、地域の皆様にこのサカキを愛されながら、そして

地域の方によって維持管理していただいているようです。そこで大きくなったサカキを見て、「あと2年ですね。2年経てばこれがお金になりますね。楽しみですね」と聞かせてもらいましたら、「いや、地域の人にとってもらって、自分のために使ってほしい」というようなお言葉をいただきました。このことを聞いて「これは本当に成功している事例であり、地域と密着したこの方法を取って良かったな」ということを感じました。

以上のことから、皆様からも承認を得たいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。

番号62から64まで、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは議案第12号について説明します。

番号62から64、すべて再設定の案件となっています。

番号62、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,599 m²」、外1筆、計「2,764 m²」、再設定の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「164.9 a」、期間「3年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

議 長 　　再設定のため地元委員の説明を省略します。

議長 番号 62 から 64 まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年2月3日

会 長 大本 定一

議事録署名人 長岡 由紀

議事録署名人 比企 義一